経済連携交渉等の状況について
（農林水産関係）

令和８年10月

農林水産省　輸出・国際局

目次

１　EPA・FTAとは・・・

1 EPA・FTAとは

○ WTO（世界貿易機関）は世界166の国・地域が加盟し、貿易自由化（全ての加盟国に対して同じ関税を適用）を行っている機関である。

○ これに対して、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）とは、二ヵ国間（又は数カ国間）で取り決めをするものである。

・FTAは二国間等で関税を相互に原則撤廃することを取り決める協定。

・EPAは関税の原則撤廃に加えて、知的財産の保護、競争政策、人の移動、技術協力などの幅広い分野含む協定。

（※但し、最近はFTAも幅広い分野を含むものが多くなっており、EPAとFTAの違いは明確ではない。）

ＥＰＡとＦＴＡ

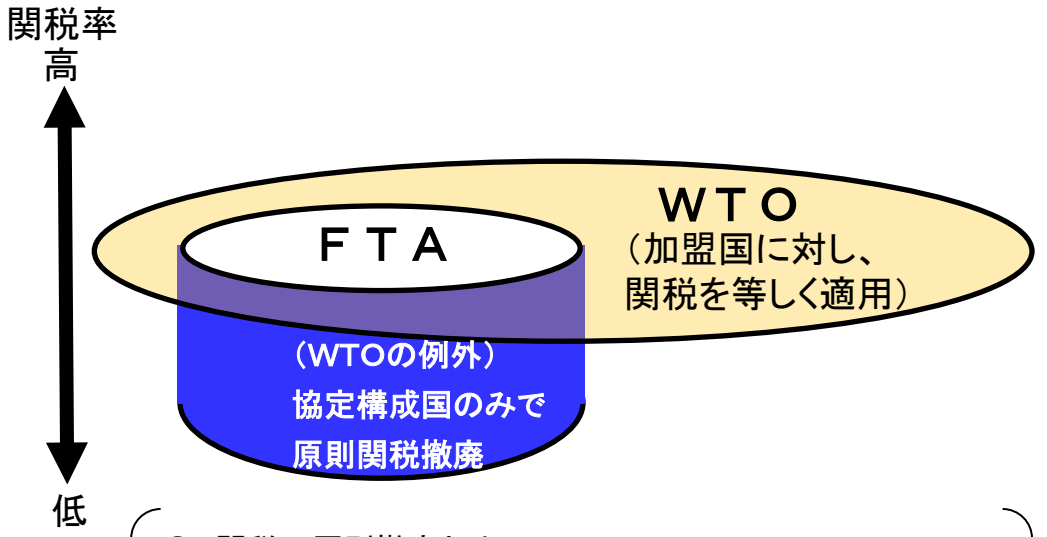
経済連携協定（EPA）
（Economic Partnership Agreement）

協定構成国間での、物やサービスの貿易自由化だけでなく、知的財産の保護、競争政策、協力の促進等幅広い分野を含む協定

自由貿易協定（FTA）
（Free Trade Agreement）

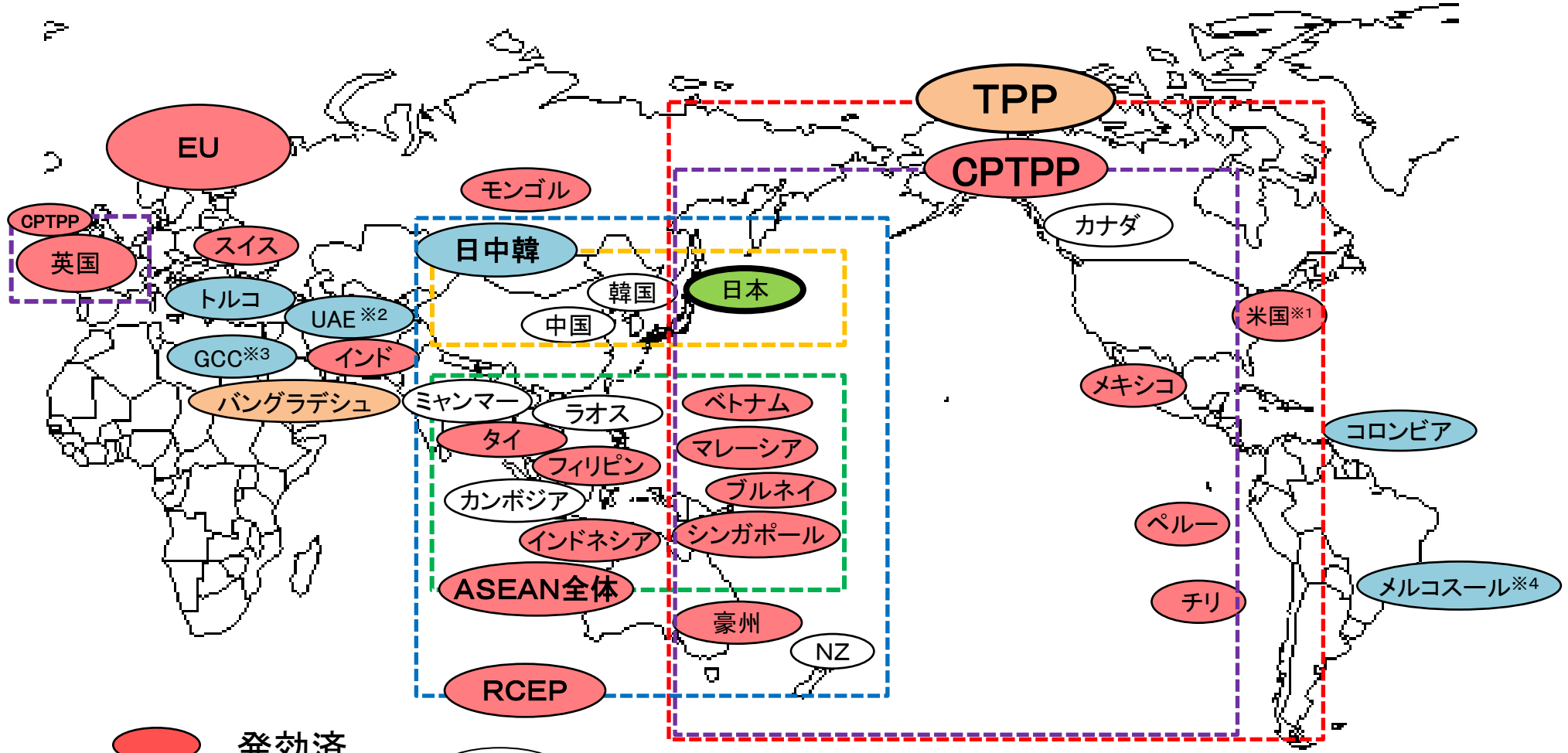
協定構成国のみを対象として、物やサービスの貿易自由化を行う協定

ＷＴＯとＦＴＡ



○ 関税の原則撤廃とは
WTO協定上、GATT第24条「実質上すべての貿易」について関税撤廃を行うことが条件とされている。

2 EPA（経済連携協定）等の現状（全体像）

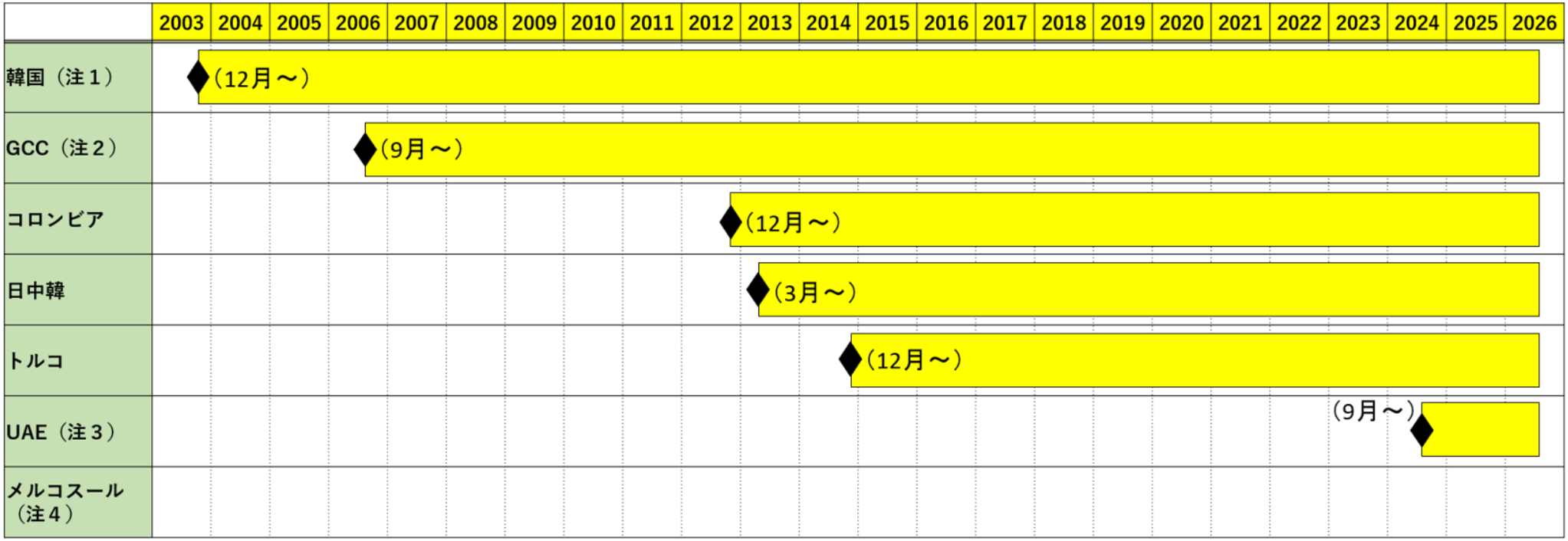


※1 米国とは、2020年1月1日に日米貿易協定が発効
※2 UAEとは、2026年3月に交渉妥結
※3 サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール、バーレーン、オマーンによる関税同盟
※4 ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビア（国内の批准手続中）による関税同盟

（2026年7月現在）

2 EPA（経済連携協定）等の現状（交渉中等）

◆：交渉開始

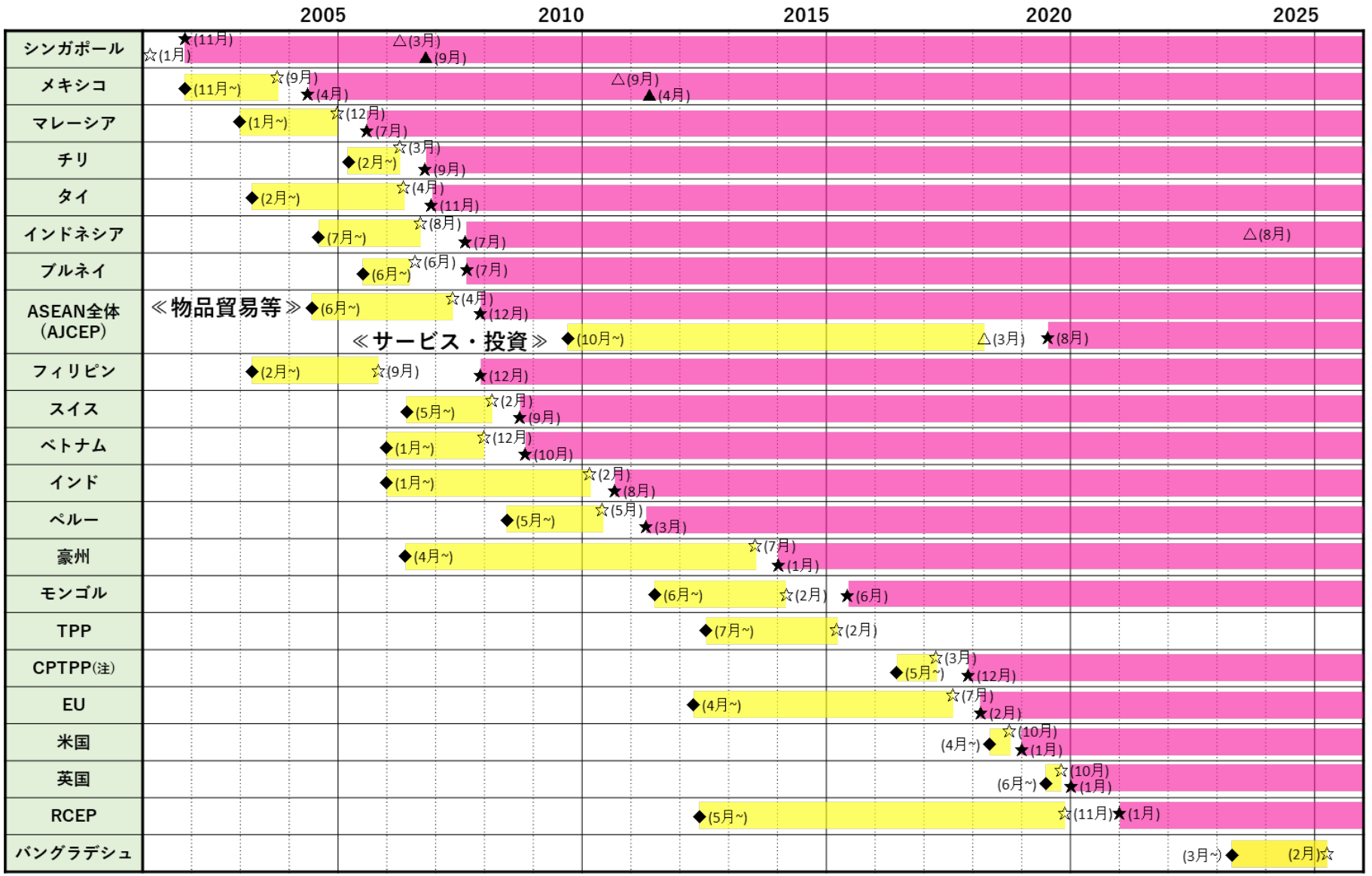


（注1） 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。2010年５月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。これを受けて同年９月には交渉再開に向けた第１回局長級協議、2011年５月には第２回局長級協議を開催。
（注2） GCC（湾岸協力理事会）加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。GCCとは2009年に交渉が中断し、2024年に再開。
（注3） UAEとは、2026年３月に交渉妥結。
（注4） 2026年６月にメルコスール首脳会合において、日・メルコスール経済連携協定（EPA）の交渉開始を発表。

2 EPA（経済連携協定）等の現状（発効済・署名済）

○これまで22の経済連携協定（EPA）等が発効済・署名済。

◆：交渉　☆：署名　★：発効　△：改正議定書署名　▲：改正議定書発効



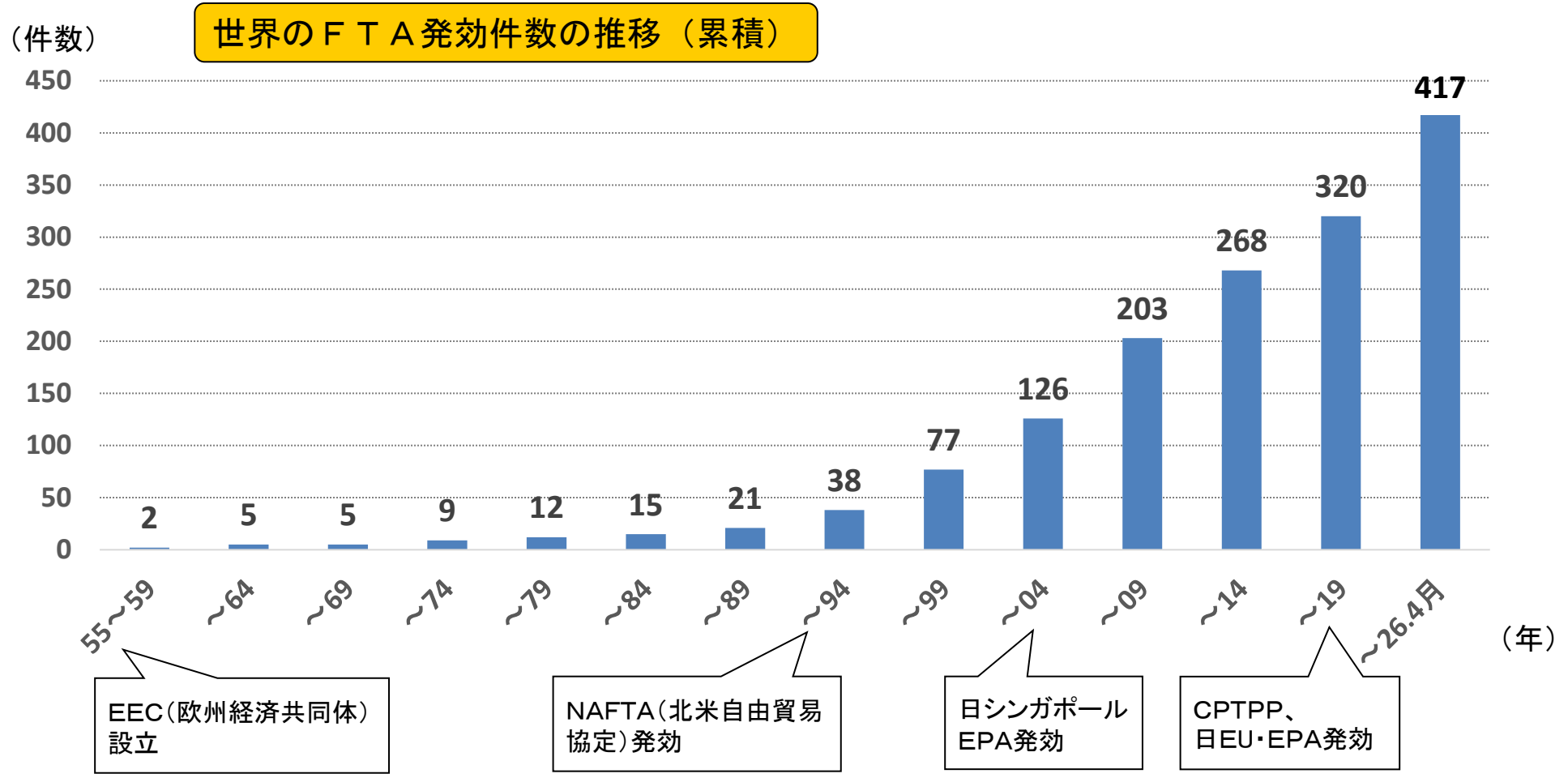
（注）英国の加入議定書は2024年12月に発効。また、コスタリカは2026年５月に加入実質合意、ウルグアイは加入交渉中。

3 世界におけるEPA・FTAをめぐる状況

○　世界のグローバル化が進んで、国と国との関係が密接になっており、多国間の協定（ＷＴＯ）を補完するものとして、1990年代以降、ＥＰＡ・ＦＴＡの数は急速に増加。

○　ＥＰＡ・ＦＴＡを締結する際のルールである「原則関税撤廃」とは、貿易額全体の概ね９割程度以上が関税撤廃されること。

世界のＦＴＡ発効件数の推移（累積）



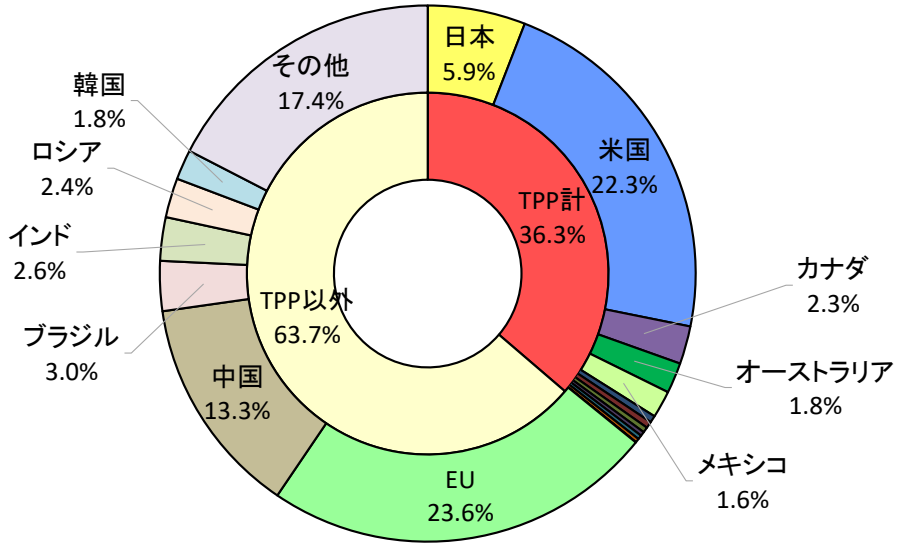
（注　「世界のFTAデータベース（ジェトロ）」を基に作成。）

4 CPTPPについて（TPP交渉開始～締結）

２０１３年　７月　日本がＴＰＰ交渉参加
２０１５年１０月　アトランタでのＴＰＰ閣僚会合にて大筋合意
２０１６年　２月　オークランドでのＴＰＰ閣僚会合にて署名
２０１７年　１月　日本がＴＰＰ協定を締結

○　ＴＰＰは、２１世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。
○　物品関税だけでなく、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現する新たなルールを幅広い分野で構築。

○ TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合（2014年）



出典：World Economic Outlook Database, April 2014より作成

○ サービス・投資等の主なルール

＜投資＞
・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

＜貿易円滑化＞
・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

＜知的財産＞
・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
・地理的表示の保護を規定

＜原産地規則＞
・ 原産地規則の完全累積制度の実現

4 CPTPPについて（米国を除く11か国での新たな協定発効の経緯等）

○ トランプ米国大統領は、2017年１月にTPPの締約国となる意図がないことをTPP署名国に通知。

○ これを受けて、米国を除くTPP署名11か国において、TPPの早期発効を追求し、その取組の一環として、2017年11月に「CPTPP」の大筋合意。2018年３月８日にチリで署名。

○ 2018年10月31日に6か国の締結が完了し、「CPTPP」は2018年12月30日に発効。

○ CPTPPの条文

第１条　TPP協定の組込み

第２条　特定の規定の適用の停止（凍結）
※　ISDS関連規定、知的財産（例えば生物製剤データ保護期間）等

第３条　効力発生（6か国の締結完了）

第４条　脱退

第５条　加入

第６条　本協定の見直し

第７条　正文（英、仏、西）

○ 物品市場アクセス

TPP協定の特徴であるハイスタンダードを維持する観点から、物品市場アクセスに関するものを含め、各規定の修正は行っていない。
※コメなど、米国への国別の関税割当枠は不適用。
※輸出重点品目の全てで関税撤廃。

○ 第６条　協定の見直し

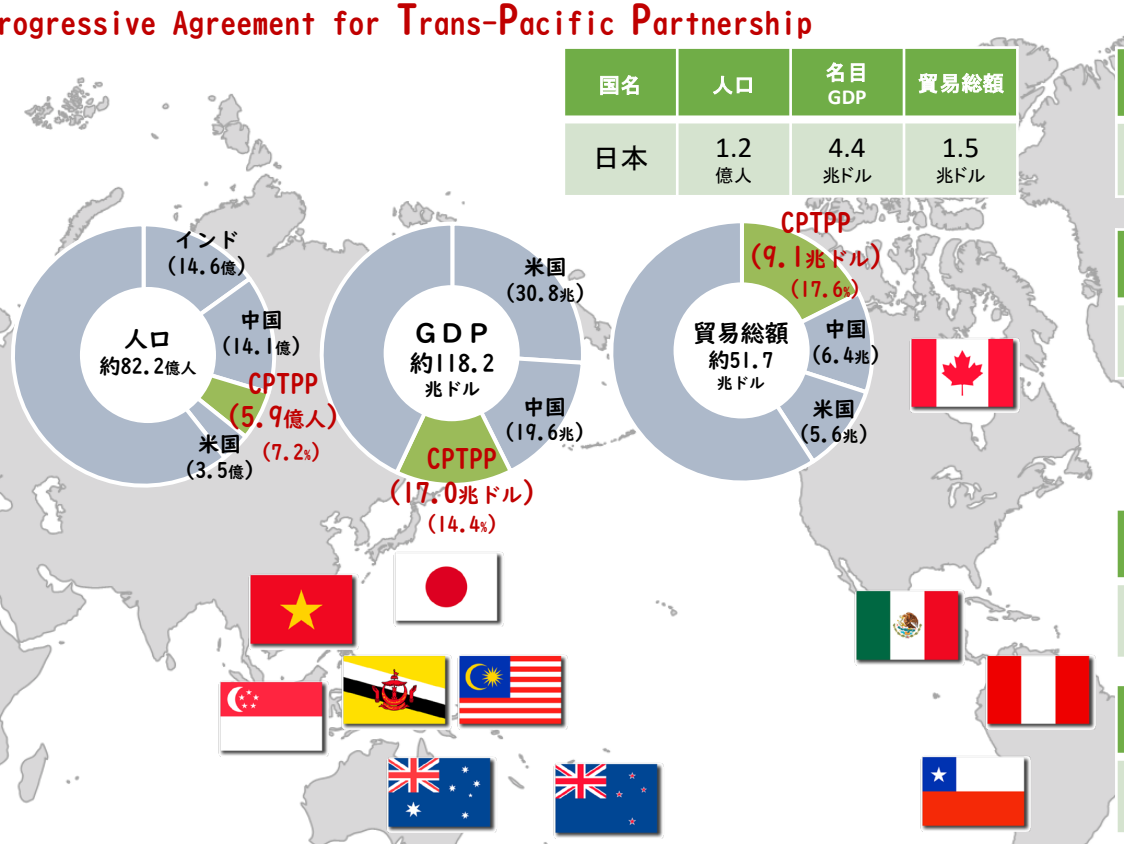
TPP協定の効力発生が差し迫っている場合又はTPP協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

4 CPTPPについて（意義）

○　CPTPPは、物品・サービスの貿易及び投資の自由化・円滑化を進めるとともに、幅広い分野をカバーした高い水準の共通ルールを構築。締約国全体で人口約5.9億人、GDP約17兆ドル、貿易総額約9.1兆ドル。

○　我が国や締約国全体の経済成長に資するという経済的意義に加えて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国・地域がルールに基づく自由で公正な経済秩序を構築するという戦略的意義を保持することが重要。

CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership



国名	人口	名目GDP	貿易総額
英国	6,900 万人	4.0 兆ドル	1.3 兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
ベトナム	1.0 億人	4,900 億ドル	9,000 億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
シンガポール	550 万人	6,000 億ドル	1.1 兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
ブルネイ	46 万人	200 億ドル	170 億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
マレーシア	3,600 万人	4,700 億ドル	6,600 億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
豪州	2,700 万人	1.8 兆ドル	6,500 億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
日本	1.2 億人	4.4 兆ドル	1.5 兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
NZ	510 万人	2,600 億ドル	950 億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
カナダ	4,000 万人	2.3 兆ドル	1.2 兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
メキシコ	1.3 億人	1.8 兆ドル	1.4 兆ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
ペルー	3,400 万人	3,400 億ドル	1,400 億ドル

国名	人口	名目GDP	貿易総額
チリ	2,000 万人	3,600 億ドル	2,000 億ドル

（出典）
人口：United Nations World Population Prospects
名目GDP・GDP（1人当たり）・貿易総額
：IMF World Economic Outlook
（注）数値は2025年値

3 CPTPPについて（新規加入）

○ CPTPPへの新規加入については、CPTPPの加入手続に従って進められる。
○ 2023年7月16日、委員会にて各国閣僚により英国の加入議定書に署名。
同議定書は2024年12月に発効。
○ 2026年5月、コスタリカの加入交渉の実質的な妥結を公表。
○ 2025年11月、委員会にてウルグアイの加入手続開始・加入作業部会の設置が決定。現在加入交渉中。

○これまでに通報された加入要請

- 英国（2021年２月）
- 中国（2021年９月）
- 台湾（2021年９月）
- エクアドル（2021年12月）
- コスタリカ（2022年８月）
- ウルグアイ（2022年12月）
- ウクライナ（2023年5月）
- インドネシア（2024年9月）※
- フィリピン（2025年8月）※
- UAE（2025年8月）※
- カンボジア（2025年11月）
- アルゼンチン（2026年6月）

○CPTPP加入手続きの流れ

- CPTPPの義務（ルール）遵守の確認
- 市場アクセス（MA）交渉を実施

① 加入要請 → ② 委員会（加入手続きの開始が各国のコンセンサスで決定された場合） → ③ 加入作業部会 → ④ 委員会承認 → ⑤ 各国国内手続

新規加入要請への対応に係る原則（オークランド3原則）

① 協定の高い水準（ハイスタンダード）を満たす用意があること
② 貿易に関するコミットメントを順守する行動を示してきていること
③ CPTPP締約国のコンセンサスに基づいて決定がなされること

※オークランド3原則に沿うエコノミーとして特定され、予備的議論を開始することを2026年６月に決定。 出典：内閣官房TPP本部HP

4 CPTPPについて（全体状況、主な品目の合意内容）

○　国内の農林水産業に悪影響を与えないよう粘り強く交渉を行い、**農林水産物の約２割（18%）が関税撤廃の例外**。（農林水産物の関税撤廃率は82%）
○　更に、合意内容を品目ごとにみても、重要５品目を中心に**国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保**等の有効な措置を獲得。
○　英国の加入については、**英国と現行の他のCPTPP締約国を同じ扱い**とするが、**現行で一部の締約国にのみ与えている譲許（国別枠等）は英国には与えない**ことで合意。

○ 各国の関税撤廃率（品目ベース）

国	全品目	農林水産物
日本	95%	82%
カナダ	99%	95%
豪州	100%	100%
NZ	100%	100%
シンガポール	100%	100%
メキシコ	99%	97%
チリ	100%	98%
ペルー	99%	97%
マレーシア	100%	100%
ベトナム	100%	99%
ブルネイ	100%	100%
英国	100%	100%

注：撤廃率は小数点第1位を四捨五入。

○ 主な品目の合意内容（輸入）

品目	合意内容
米	• 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（341円/kg）を維持。 • その上で、既存のWTO枠（77万玄米ﾄﾝ）の外に、豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定。 豪州：0.6万実ﾄﾝ（当初３年維持）→ 0.84万実ﾄﾝ（13年目以降）
小麦	• 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。 • 既存のWTO枠に加え、カナダ（5.3万t(7年目以降)）、豪州（5万t(同)）にSBS方式の国別枠を設定。 • マークアップを9年目までに45%削減。
粗糖・精製糖等	• 現行の糖価調整制度を維持。 • 高糖度（糖度98.5度以上99.3度未満）の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 • 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。
牛肉	• 16年目に最終税率を9%とし、関税撤廃を回避（主要国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得）。 • 16年目までという長期の関税削減期間を確保。 • 輸入急増に対するセーフガードを措置（関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了）。
豚肉	• 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。 • 長期の関税削減期間（9年）を確保（従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃）。 • 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
脱脂粉乳 バター	• 枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、国家貿易でないTPP枠を設定。（生乳換算で6万t(当初)→ 7万t(6年目以降)）（最近の追加輸入量の範囲内で設定）

4 CPTPPについて（日本産農林水産物・食品の輸出）

○ 牛肉、水産物など、我が国の農林水産物・食品の輸出関心の高い品目の全てで関税撤廃を獲得。
○ 他のCPTPP諸国4億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。
○ 英国の加入については、日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米等の関税撤廃を獲得。

○主な品目の合意内容（輸出）

品目	国	市場アクセス	
		基準税率	合意内容
牛肉	カナダ	26.5%	6年目（2023年）撤廃
	メキシコ	20～25%	10年目（2027年）撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
なし	カナダ	無税又は2.81セント/kg （ただし10.5%以上）	即時撤廃
茶	ベトナム	40%	4年目（2021年）撤廃
チョコレート	ベトナム	13～25%	5～7年目（2022年～2024年）撤廃
切り花	カナダ	無税～16%	即時撤廃
精米（短・中粒種）	英国	121ポンド/1,000kg	即時撤廃、8年目（2030年）撤廃
	マレーシア	40%	11年目（2028年）撤廃

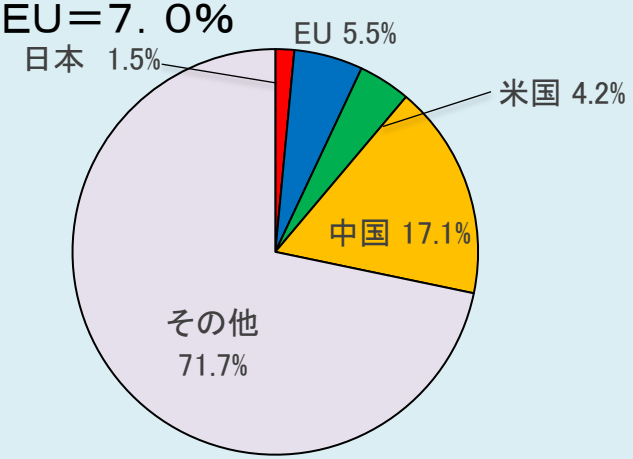
注：「基準税率」はTPP交渉のベースとなった税率（英国については2021年9月1日時点、その他の国については2010年1月1日時点）。

5 日EU・EPAについて（意義と特徴）

○ 日EU・EPAは、2013年４月から交渉を開始、2017年７月に大枠合意、同年12月に両首脳間で交渉妥結を確認。2018年７月17日に署名し、**2019年２月１日に発効**。

○ EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー。また、**EUは総人口約4.5億人、世界のGDPの約16%を占める、我が国にとっての主要貿易・投資相手**。

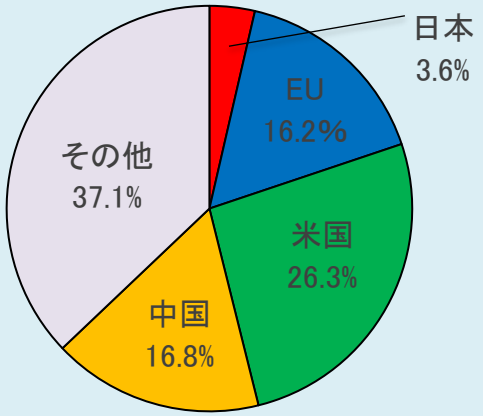
【世界の人口における各国のシェア（2025年）】
日本＋EU＝７．０%



	人口（百万人）	シェア（%）
日本	123	1.5%
EU	451	5.5%
米国	342	4.2%
中国	1,407	17.1%
その他	5,893	71.7%
世界計	8,215	100%

出典：世銀, Population estimates and projections（2026年7月）

【世界のGDPにおける各国のシェア（2024年）】
日本＋EU＝19.8%



	GDP（10億ドル）	シェア（%）
日本	4,026	3.6%
EU	18,114	16.2%
米国	29,298	26.3%
中国	18,744	16.8%
その他	41,383	37.1%
世界計	111,565	100%

出典：国連統計（2026 年4月）

5 日EU･EPAについて（全体状況、主な品目の合意内容）

○　農林水産物の輸入に関し、米について「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当てやセーフガードなどの有効な措置を獲得。

○ 主な品目の合意内容（輸入）

品目	合意内容
米	• 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。
麦	• 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（小麦：55円/kg、大麦：39円/kg）を維持。 • ごく少量の関税割当枠（小麦：200t →270t （７年目）、大麦：30t （即時））を設定（国家貿易・ＳＢＳ方式）。
粗糖・精製糖等	• 現行の糖価調整制度を維持。 • 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。
豚肉	• 差額関税制度を維持（分岐点価格（524円/kg）を維持）。 • 長期の関税削減期間（9年）と輸入急増に対するセーフガードを確保。
牛肉	• 関税削減で16年目に９％とし、輸入急増に対するセーフガードを確保。
脱脂粉乳・バター等	• 脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内（12,857t →15,000t （６年目、生乳換算））。

品目	合意内容
チーズ	• ソフト系チーズについては、ＴＰＰで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当（枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税）とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた（2万t （初年度）→3万1千t （16年目））。 〔ＴＰＰでの合意内容〕 〔ＥＵとの合意内容〕 ・シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ（プロセスチーズ）：関税撤廃 ・熟成ソフトチーズ（カマンベール等）：関税維持 ・一部のフレッシュチーズ（モッツァレラ等）：関税維持 ・ブルーチーズ：関税削減 ・プロセスチーズ：関税割当 横断的な関税割当 • 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)等については、ＴＰＰと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（段階的に16年目に撤廃）。
パスタ、チョコレート菓子等の加工品	• パスタ（マカロニ、スパゲッティ）、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6～11年目に、それぞれ段階的に撤廃）。
林産物	• 構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保（段階的に８年目に撤廃）。
酒類	• ワイン（ボトルワイン：67-125円/L、スパークリングワイン：182円/L）は即時関税撤廃。 • 清酒（70.4円/L）・焼酎（16%）は11年目に関税撤廃。

4 日EU・EPAについて（日本産農林水産物・食品の輸出）

○ 牛肉、茶、水産物などの輸出関心品目を含め、**ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）**。

○ EU約4.5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

○ 主な品目の合意内容（輸出）

品目	基準税率	合意内容
水産物	無税～26%	即時撤廃 ・ほたて貝 (段階的に8年目に撤廃) ・アイスクリーム (段階的に6年目までに70%削減) ・ココア粉 (段階的に8年目までに25%削減) 等を除く。
醤油等調味料	7.7%（醤油）	
緑茶	無税～3.2%	
牛肉	12.8%＋141.4～304.1ユーロ/100kg	
花き	6.5%又は8.3%（植木・盆栽・鉢もの）、8.5%又は10%（切り花）	
青果物	12.8%（かんきつ（ゆず等））、 9.5ユーロ/100kg（ながいも）	
林産物	無税～10%	
豚肉※	46.7～86.9ユーロ/100kg	
鶏肉	6.4%、18.7～102.4ユーロ/100kg	
鶏卵(粉卵等含む)	16.7～142.3ユーロ/100kg	
牛乳・乳製品	118.8ユーロ/100kg　等（脱脂粉乳）、 189.6ユーロ/100kg　等（バター）	
酒類	0.154ユーロ/L（ボトルワイン） 0.32ユーロ/L（スパークリングワイン） 0.077ユーロ/L（清酒） アルコール度数により異なる。14%の場合を例示。	

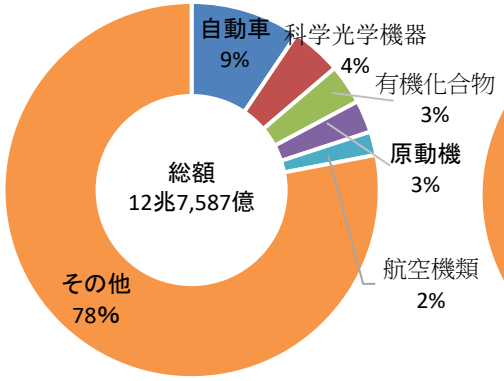
注1：「基準税率」は、2017年1月1日時点の税率。

注2：※は、2026年 7月現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

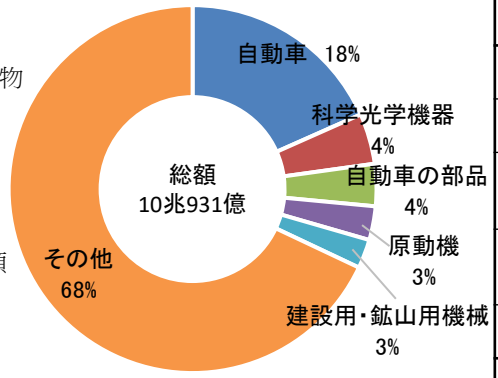
5 我が国とEUとの農林水産品貿易

日・ＥＵ間の貿易状況(2025)

【EU→日本】



【日本→EU】



出典：財務省「貿易統計」

ＥＵの対世界輸出状況(2024)

品目	輸出額（百万ドル）	シェア（%）
調製食料品	43,999	5.8
チーズ（牛）	33,424	4.4
チョコレート製品（その他）	29,338	3.9
ワイン	29,278	3.9
有機粗製生産品	26,986	3.6
農産品合計	746,559	100.0

※ＥＵ域内貿易を含む

ＥＵの主な農産品生産(2024)

（単位：万トン）

品目	EU	（参考）日本
生乳（牛）	15,456	735
小麦	11,941	103
てんさい	12,164	349
とうもろこし	5,893	0.02
ばれいしょ	5,078	224
大麦	4,898	19

出典：FAO「FAOSTAT」

日本とＥＵとの主な輸出入農林水産品(2025)

【EU→日本】

順位	品目	輸入額（億円）	輸入量	関税率＊
1	たばこ	4,574	4.0万トン	無税～8.1%
2	アルコール飲料	2,318	18.3万KL	無税～24円/L等
3	豚肉	1,775	23.9万トン	0.5%等
4	製材	1,116	207.6万m^3	無税
5	ナチュラルチーズ	654	6.6万トン	関税割当制度等
	農林水産品合計	18,224		

【日本→EU】

順位	品目	輸出額（億円）	輸出量	関税率＊
1	アルコール飲料	153	9,424KL	無税
2	緑茶	139	1,938トン	無税
3	牛肉	76	849トン	無税
4	ホタテ貝（生・蔵・凍・塩・乾）	69	1,286トン	無税、1%
5	ソース混合調味料	60	10,971トン	無税
	農林水産品合計	997		

＊関税率は2025年4月時点の日EU・EPA協定税率　※EU（27カ国：英国を除く）

出典：財務省「貿易統計」、FedEx「World Tariff」　※EU（27カ国：英国を除く）

６ 日米貿易協定について（意義と特徴）

〇世界のＧＤＰの約３割を占める、日米間の物品貿易に関する協定。
〇2018年末のＣＰＴＰＰ発効、2019年２月の日ＥＵ・ＥＰＡの発効を背景に、同年４月以降、５ヶ月にわたる交渉で短期決着。発効は2020年１月１日。

主な交渉結果：バランスの取れた合意内容に

＜農林水産品＞日本側の関税：TPPの範囲内
・コメ（調製品含め）：完全除外
・林産品・水産品：譲許せず
・TPPワイド関税割当枠：新たな米国枠を設けず
・和牛輸出：65,005トンの複数国枠へのアクセス確保
（※2026年から、複数国枠のうち13,000トンが英国国別枠として設定されることとなったため、2026年からは52,005トン）
・酒類：容量規制等の米国非関税措置の改善
・日本の輸出関心が高い42品目：関税削減・撤廃

＜工業品＞
・自動車・自動車部品：
「関税の撤廃に関して更に交渉」と協定に明記
※協定の誠実な履行中は追加関税を課さない旨、日米共同声明に明記，首脳間で確認。
※数量制限・輸出自主規制等の措置を課さない旨閣僚で確認。
・その他工業品：
日本側関心品目を中心に関税削減・撤廃

関税撤廃率（貿易額ベース）
●日本側：84%、米国側：92%

経済効果
●GDP押し上げ 約0．8%（4兆円）

6 日米貿易協定について（主な品目の合意内容・輸入）

コメについて、関税削減・撤廃等からの「除外」を獲得。脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイドの関税割当枠が設定された33品目について、新たな米国枠は設けず。全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。農林水産品の関税撤廃率は、TPPの約82%より大幅に低い約37%にとどめた。
（もともと無税の品目を除き、関税を削減・撤廃等する品目数の割合で見ると21%）。

品目	合意内容
コメ	• 米粒（籾、玄米、精米、砕米）のほか、調製品を含め、全て除外（米国枠も設けない）。
小麦	• 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。 • TPPと同内容でマークアップを削減。 • TPPと同内容の米国枠を設定。
牛肉	• TPPと同内容で9%まで関税削減し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。 • 2023年度以降については、CPTPP協定が修正されていれば、米国とCPTPP発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する方向で協議することに日米間で合意。 • セーフガード発動基準数量は、2023年度25.7万トン。最終的に、2033年度29.3万トン。（※）
豚肉	• TPPと同内容で差額関税制度と分岐点価格（524円/kg）を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。 • 従量税部分のセーフガードは、米国とCPTPP発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とし、2023年度10.2万トン、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2027年度15.0万トン。
脱脂粉乳 バター	• TPPではTPPワイド枠が設けられたが、新たな米国枠は設けない。
ホエイ	• TPPと同内容で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ（たんぱく質含有量25-45%、25%未満）についてセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。
チーズ	• TPPと同内容。 • TPPではシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについてTPPワイド枠が設けられたが、新たな米国枠は設けない。

（※）2020年度の発動後、日米間で見直し協議を行い、新たな発動条件（米国とCPTPPからの合計輸入量がCPTPPの発動水準を超える場合に発動。この発動は、米国からの輸入量が米国単独の発動水準を超えることが条件）に合意。2023年1月1日に効力が発生し、2022年度の運用から適用。

6 日米貿易協定について（主な品目の合意内容・輸出）

○ 米国向けの牛肉について、低関税による輸出枠65,005トン※へのアクセスを確保。
○ このほか、我が国の輸出関心が高い42品目（醤油、ながいも、切り花、柿等）の関税削減・撤廃を獲得。

※ 従来の日本枠200トン（2019年は3月20日に超過）と複数国枠64,805トンを合わせたもの。2026年からは、52,005トン。

品目名	基準税率	日米合意内容	2026年4月時点の税率
醤油	3%	**段階的に5年目に撤廃**	**0%**
一部の菓子類	2%～12.2%	**段階的に2～10年目に撤廃、 段階的に3～5年目に50%削減**	**0%** (2kg以上のチョコレート等) ※2028年4月から0%（チューイングガム等） **2.8~6.1%** (その他の砂糖菓子等)
ながいも （冷蔵）	6.4%	**段階的に3年目に50%削減**	**3.2%**
切り花	3.2%～6.4%	**段階的に2年目に撤廃、 段階的に2年目に50%削減**	**0%**（ミニチュアカーネーション） **3.2%**（蘭、菊、ユリ等）
緑茶 （風味付き）	6.4%	**段階的に3年目に50%削減**	**3.2%**
盆栽等	1.4%～4.8%	**即時撤廃、 段階的に2年目に撤廃**	**0%**
柿	2.2%	**即時撤廃**	**0%**
メロン	1.6%～28%	**即時撤廃、即時に50%削減、 段階的に3～5年目に50%削減**	**0%** **3.15%・14%** (6/1~11/30に輸入するもの)

注：「基準税率」は2019年１月１日時点の税率。

6 米国の関税に関する日米合意の内容 （米国時間2025年9月4日共同声明内容等）

○9月4日（米国時間）、トランプ大統領は、日本に対する関税の引下げ措置に関する大統領令に署名。
○同日、赤澤亮正・経済再生担当大臣は、ハワード・ラトニック商務長官との間で、日米合意に基づく投資イニシアティブの大枠についての了解覚書（MOU）に署名。

大統領令

【相互関税】

- 既存の税率が**15%以上**の品目：**追加関税なし**
- 〃　**15%未満**の品目：**15%（含：既存税率）**
 （いわゆる「上乗せなし（Non-Stacking）」）
- **8月7日から遡及**して適用。
- **従量税**は、EU製品の取扱いと同一とする（**従価税に換算**して適用）。

【自動車・自動車部品関税】

- 追加関税25%　→**15%（含：既存税率）**
 （既存税率(2.5%)を含めて15%であり、追加関税は半減）

※2026年2月20日、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税(相互関税)は米国の連邦最高裁判所により違法・無効とされ、停止。米国通商代表部は、通商法301条に基づく調査の結果として、2026年７月24日以降、日本に12.5%（ノンスタッキング）の追加関税を課している。なお、2025年11月14日の大統領令により既に相互関税の対象外となっている 牛肉、緑茶等は、当該追加関税の対象外。

共同声明

【コメ】

ミニマム・アクセス米制度の枠内における**米国産コメの調達**の**75%増加**を迅速に実施。

【農産物】

バイオエタノール（持続可能な航空燃料向けを含む）、**大豆**、**トウモロコシ**及び**肥料**を含む国内消費向け**米国の農産品**並びに**他の米国の製品の追加購入**を**年間計80億ドル**規模で実施。

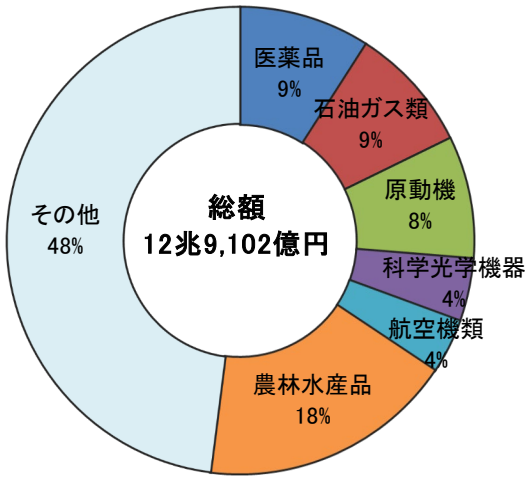
投資MOU

日本は、2029年1月19日までの間、経済・国家安全保障上の利益を促進するため、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、パイプラインを含むエネルギー、人工知能（AI）・量子コンピューティングなどの分野で、**5,500億ドルを米国に投資**する。

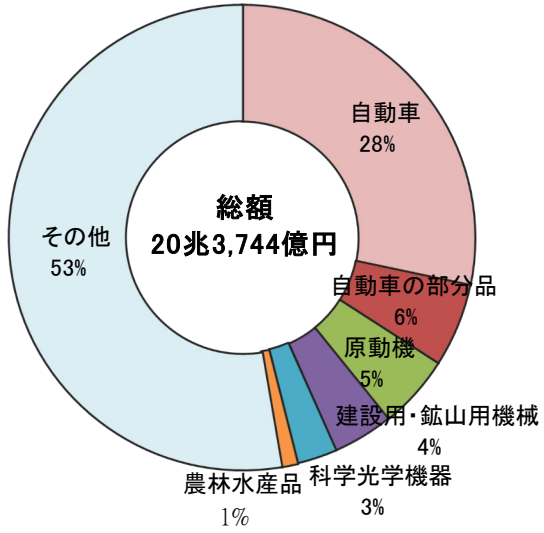
6 我が国と米国との農林水産品貿易

日米間の貿易状況(2025)

【米国→日本】



【日本→米国】



出典:財務省「貿易統計」

米国の対世界輸出状況(2023)

品目	輸出額(億ドル)	シェア(%)
大豆	280	16.1
とうもろこし	137	7.9
調製食料品	98	5.6
牛肉	86	4.9
小麦	61	3.5
農産品合計	1,740	100.0

米国の主な農産品生産(2023)

(単位:万トン)

品目	米国	(参考)日本
とうもろこし	38,969	0.02
大豆	11,334	26
牛乳	10,268	730
小麦	4,931	109
鶏肉	1,990	238
牛肉	1,229	50

出典:FAO「FAOSTAT」

日本と米国との主な輸出入農林水産品(2025)

【米国→日本】

順位	品目	輸入額(億円)	輸入量	関税率
1	とうもろこし	5,819	1519.6万トン	無税、50%又は12円/kgのいずれか高い方
2	大豆	1,773	228.2万トン	無税
3	牛肉	1,678	17.8万トン	20.8%(くず肉:9.3%～22.1%)
4	豚肉	1,264	20.1万トン	差額関税制度
5	生鮮・乾燥果実(スイートアーモンド(殻無し)等)	1,104	16.4万トン	無税
	農林水産品合計	17,686		

【日本→米国】

順位	品目	輸出額(億円)	輸出量	既存の関税率	現在の関税率
1	緑茶	293	0.44万トン	風味付けされたのもの:3.2% その他:無税	10%
2	ぶり	284	1.1万トン	冷蔵・冷凍:無税 冷蔵のうち、鱗処理された6.8kg以下のもの:3%	10%
3	アルコール飲料	277	1.83万KL	無税～19.8￠/L等	10%
4	ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥・くん製)	181	0,30トン	無税	10%
5	牛肉	154	0.24万トン	枠内:4.4セント/kg 枠外: 26.4%	枠内:4.4セント/kg 枠外: 26.4%
	農林水産品合計	1,898			

出典:財務省「貿易統計」、WTO「Tariff Analysis Online」

7　地域的な包括的経済連携（RCEP）協定について（意義と特徴）

○　ＡＳＥＡＮ１０か国、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド（ＮＺ）が参加、署名。
○　２０１２年１１月にＲＣＥＰ交渉立上げを宣言し、２０１３年５月以降、３１回の交渉会合、１９回の閣僚会合、４回の首脳会議を開催。
　　２０２０年１１月、第４回ＲＣＥＰ首脳会議にて署名。
　　２０２２年１月１日、我が国を含む１０か国で発効。（２０２６年７月時点：１４か国で発効済。）
○　世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額の約5割を占める経済圏。
○　地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産及び電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

農林水産品に係る主な交渉結果

＜RCEP参加国市場 → 日本＞

■　重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を関税削減・撤廃からすべて除外。

■　農林水産品の関税撤廃率は、TPP、日EU・EPA（各82%）よりも大幅に低い水準に抑制。
（対ASEAN・豪州・NZ：61%、対中国：56%、対韓国：49%）

＜日本 → RCEP参加国市場＞

■　各国の関税については、中国等との間で、わが国の輸出関心品目について関税撤廃を獲得。

■　ルール分野では、税関手続や衛生植物検疫（SPS）措置、知的財産権等に関し、農林水産物・食品の輸出促進に資する環境を整備。

対 象 分 野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決　等

7　RCEPについて（主な品目の合意内容・輸入）

○　重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）について、関税削減・撤廃からすべて除外。
○　中国に対しては、鶏肉調製品や野菜等（たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等）を関税削減・撤廃の対象とせず。

品目	中国	韓国	ASEAN・豪州・NZ
米 麦 牛肉・豚肉 乳製品 甘味資源作物 鶏肉・鶏肉調製品	関税削減・撤廃から除外		
野菜・果樹等	• 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 *（例）たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ（乾燥含む）、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー等* • 国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができているものは長期の撤廃期間を確保。 *（例）冷凍した野菜調製品（冷凍惣菜）、乾燥野菜（インスタント向けフリーズドライの具材）、朝鮮人参等*	野菜については基本的に関税削減・撤廃から除外する等、対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
林産物	• 半数の品目を関税削減・撤廃から除外。 *（例）合板、製材（SPF）、構造用集成材等* • 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。	• 約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外。 *（例）合板、製材（SPF）、構造用集成材等* • 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
水産物	• 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 *（例）うなぎ調製品、海藻類等* • 国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができているものは長期の撤廃期間を確保。 *（例）あさり調製品等*	対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。

7　RCEPについて（主な品目の合意内容・輸出）

○　中国からは、ほたて貝などの輸出関心品目の関税撤廃を獲得。
○　そのほか、韓国からはキャンディー・板チョコレート等の菓子、インドネシアからは牛肉等の関税撤廃を獲得。

	品目	基準税率（注1）	合意内容	備考（注2）
中国	パックご飯等	30%	21年目撤廃	10%
	米菓	20%	21年目撤廃	10%
	ソース混合調味料	21%	21年目撤廃	12%
	醤油	28%	21年目撤廃	12%
	チョコレート菓子	8%、10%	11年目又は16年目撤廃	
	切り花	10%、23%	11年目又は21年目撤廃	
	ほたて貝（※養殖用(無税)を除く）	14%	11年目又は21年目撤廃	10%
	ぶり	10%、12%	11年目又は16年目撤廃	7%
	さけ	10%、12%	11年目又は21年目撤廃	5%、7%、10%
	すけそうだら	10%、12%	11年目又は21年目撤廃	5%、7%
	合板（針葉樹）	4%	11年目撤廃	2%
韓国	キャンディー	8%	10年目撤廃	
	板チョコレート	8%	即時撤廃又は10年目撤廃	
	建築用木工品（窓、戸、杭、梁）	8%	10年目撤廃	
インドネシア	牛肉	5%	即時撤廃又は15年目撤廃	
	醤油	5%	10年目撤廃	

注１：基準税率（RCEP交渉のベースとなった2014年1月1日時点の税率）　注２：合意時点の税率（2020年4月1日時点のMFN税率）。基準税率と異なる場合のみ記載。

7　RCEPについて（ルール分野の合意内容）

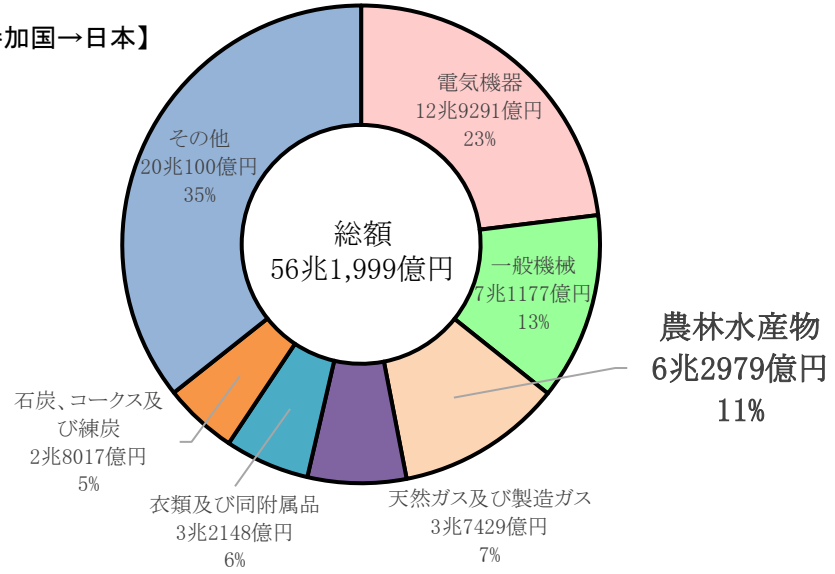
○　税関手続や衛生植物検疫（SPS）措置、知的財産権等に関し、農林水産物・食品の輸出促進に資する環境を整備。

分野	合意内容
税関手続・貿易円滑化	迅速通関（可能な限り貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後48時間以内の引取りを許可）及び急送貨物（通常の状況において、貨物の到着後かつ必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可）を規定。
衛生植物検疫(SPS)措置	通報された衛生植物検疫措置の説明文書又はその要約の英語による提供（WTO・SPS協定では途上国に義務なし）、技術的協議の迅速な開催等を規定。
任意規格・強制規格・適合性評価手続	通報された強制規格及び適合性評価手続の全文又は要約の英語による提供（WTO・TBT協定では途上国に義務なし）、技術的討議の迅速な開催等を規定。
知的財産 （植物品種保護、地理的表示(GI)、商標権）	• 「植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）の1991年改正条約」の加入に向けての協力、GI保護に関する情報交換（制度、手続及び対象となる商品等）について規定。 • 当局に対し、悪意による商標の出願を拒絶・登録を取り消す権限を付与する義務を規定。

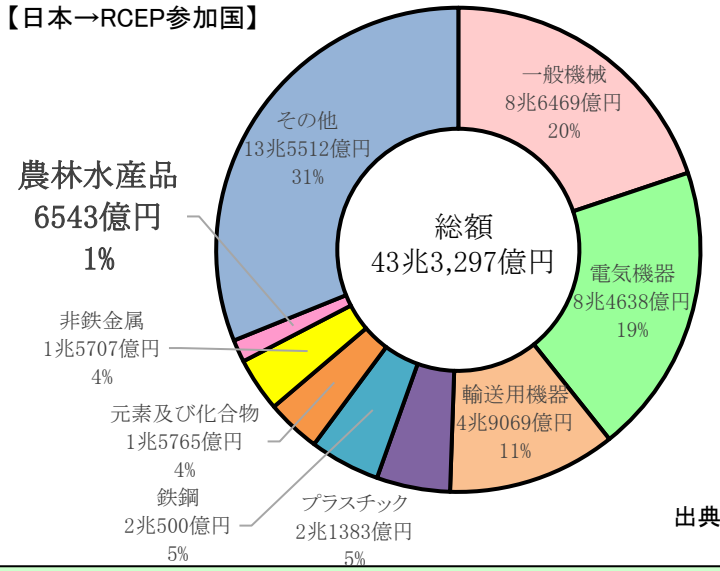
7　日本とRCEP参加国との農林水産品貿易

日本とRCEP参加国との貿易状況（2025年）

【RCEP参加国→日本】



【日本→RCEP参加国】



出典：財務省「貿易統計」

日本とRCEP参加国との間の主な輸出入農林水産品（2025年）

【RCEP参加国→日本】

	品　目	輸入額（億円）	輸入量
1	鶏肉調製品	3,557	52.9万t
2	生鮮・乾燥果実	2,618	128.6万t
3	牛肉	2,565	27.2万t
4	たばこ	2,373	3.0万t
5	木材チップ	2,078	765.4万t
	農林水産品合計	62,979	

【日本→RCEP参加国】

	品　目	輸出額（億円）	輸出量
1	アルコール飲料	714	17.7万kℓ
2	ほたて貝（生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥・くん製）	414	4.1万t
3	丸太	289	1.9万m
4	清涼飲料水	267	9.9万kℓ
5	ソース混合調味料	232	3.7万t
	農林水産品合計	6,543	

出典：財務省「貿易統計」

8 日シンガポールEPA　農林水産分野の内容

【2007年９月改正議定書発効】

○　我が国が初めて締結したＥＰＡ。
○　2002年１月に両国首脳により署名。同年11月に発効。
○　2007年３月に改正議定書に署名。同年９月に発効。
○　農林水産物の関税については、関税の撤廃・削減の対象外、関税削減、一定期間を設定した段階的撤廃、即時撤廃とするなどの取扱いをしている。
○　シンガポール側は、現行協定において、既に全品目について関税撤廃済。

シンガポールから日本への輸出

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖、パインアップル（缶詰等を含む）、でん粉、合板、かつお・まぐろ、水産ＩＱ品目　等

○段階的関税撤廃：
（15年間）　オレンジ、ぶどう果汁　等
（５～10年間）　ココア調製品（無糖）、野菜ジュース、ぶどう、プルーン果汁、カレー調製品　等

○即時撤廃：アスパラガス、マンゴー、ドリアン、製材、えび　等

日本からシンガポールへの輸出

○関税撤廃済：全品目

本協定に含まれる主な分野

○原産地規則、税関手続、貿易取引文書の電子化、相互承認、サービスの貿易、投資、自然人の移動、知的所有権、政府調達、競争、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送、観光、紛争の回避及び解決等を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

8 日メキシコEPA　農林水産分野の内容

【2012年(H24) 4 月改正議定書発効】

○　2004年９月に両国首脳により署名。2005年４月に発効。
○　2011年９月に改正議定書に署名。2012年４月に発効。
○　我が国初の農林水産品分野の関税撤廃等を含む包括的ＥＰＡ。
○　一方、メロン、なし、みかん等の我が国からの輸出関心品目について、メキシコ側の関税撤廃を実現。

メキシコから日本への輸出

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、合板、くろまぐろ、
　　さば　等
○再協議：パインアップル、砂糖　等
○関税割当・削減（主な品目）：
　・豚肉【割当数量】8.3万ﾄﾝ（８年目）→９万ﾄﾝ（10年目）
　　【枠内税率】従価税部分 2.2～4.3%
　・鶏肉【割当数量】8,600ﾄﾝ（8年目）→9,000ﾄﾝ（12年目）
　　【枠内税率】部位等に応じて3.6～12.7%
　・牛肉【割当数量】10,500ﾄﾝ（8年目）→15,000ﾄﾝ（11年目）
　　【枠内税率】部位等に応じて7.6～34.6%
　・オレンジ生果【割当数量】4,100ﾄﾝ（８年目～12年目までの各年）
　　【枠内税率】６月～11月:7.4%→５%（８年目→12年目）
　　12月～５月:14.8%→10%（８年目→12年目）
　・ｵﾚﾝｼﾞｼﾞｭｰｽ【割当数量】6,800ﾄﾝ（８年目）→8,000ﾄﾝ（12年目）
　　【枠内税率】「9.5」～「13.4%又は10.34円／kg」（８年目）
　　「5.3」～「7.4%又は5.70円／kg」（12年目）
　・ｱｶﾞﾍﾞｼﾛｯﾌﾟ【割当数量】50ﾄﾝ（８年目）→90ﾄﾝ（12年目）
　　【枠内税率】25%又は12.50円/kg
○段階的関税撤廃：（３～５年間）メロン（生鮮）、単板、うに（生鮮･冷蔵）等
○即時撤廃：アスパラガス（生鮮）、かぼちゃ（生鮮）、丸太、えび　等

日本からメキシコへの輸出

○即時撤廃：　みかん※1　等
○５年間で関税撤廃：　メロン　等
○７年間で関税撤廃：　なし　等

本協定に含まれる主な分野

○サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、投資、政府調達、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

※1:みかんは改正議定書で関税を即時撤廃
*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日マレーシアEPA　農林水産分野の内容

【2006年７月発効】

○　2005年12月に両国首脳により署名。2006年７月に発効。
○　農林水産品の市場アクセスについては、マレーシアの関心品目にも最大限対応。
○　協力については、林業協力及び家畜飼料の開発や加工技術の向上等を支援。
○　一方、りんご、なし、柿等の我が国からの輸出関心品目について、マレーシア側関税の即時撤廃を実現。

マレーシアから日本への輸出

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、
　パインアップル（缶詰等を含む）、でん粉、砂糖、水産ＩＱ品目　等

○再協議：合板、大豆油、ショートニング、さわら　等

○関税割当(主な品目)：
　・バナナ
　　【割当数量】1,000トン
　　【枠内税率】無税

○関税削減：マーガリン　等

○段階的関税撤廃：
　（15年間）　卵黄、オレンジ、緑茶　等
　（７～10年間）　乾燥たけのこ、グレープフルーツ　等
　（５年間）　にんにく、いか（くん製）　等

○即時撤廃：えび、パーム油、合板以外の林産物、マンゴー　等

日本からマレーシアへの輸出

○即時撤廃：　りんご、なし、柿　等

本協定に含まれる主な分野

○物品の貿易、原産地規則、税関手続、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、衛生植物検疫措置、投資、サービスの貿易、知的財産、反競争的行為の規制、ビジネス環境の整備、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日チリEPA　農林水産分野の内容

【2007年９月発効】

○ 2007年３月に署名。同年９月に発効。
○ チリからの輸入が多いぎんざけ・ますの関税撤廃等、チリ側の関心に最大限対応。
○ 一方、ながいも、柿、緑茶等の我が国からの輸出関心品目について、チリ側関税の即時撤廃を実現。

チリから日本への輸出

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、砂糖、
　　水産ＩＱ品目　等
○再協議：チーズ、オレンジ、合板、大西洋さけ、あわび　等
○関税割当・削減（主な品目）：
・豚肉　【割当数量】3.2万ﾄﾝ→６万ﾄﾝ（５年目）
　　【枠内税率】従価税部分半減(4.3%→2.2%)
・牛肉　【割当数量】1,300ﾄﾝ→4,000ﾄﾝ（５年目）
　　【枠内税率】１・２年目　現行税率の10%削減
　　３～５年目　現行税率の20%削減
・鶏肉　【割当数量】3,500ﾄﾝ→5,500ﾄﾝ（５年目）
　　【枠内税率】１・２年目　現行税率の10%削減
　　３～５年目　現行税率の28.5%削減
・ﾄﾏﾄﾋﾟｭｰﾚ・ﾍﾟｰｽﾄ　【割当数量】3,700ﾄﾝ→5,000ﾄﾝ（５年目）
　　【枠内税率】無税

○段階的関税撤廃：（10年間）ぎんざけ・ます　等
　※さけ・ます等の需給情報を交換するための水産物協議会を設置。

○即時撤廃：アスパラガス（生鮮）、アボカド（生鮮）　等

日本からチリへの輸出

○即時撤廃：ながいも、柿、緑茶　等

本協定に含まれる主な分野

○サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、投資、政府調達、知的財産権、競争、ビジネス環境整備等を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）
*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日タイEPA　農林水産分野の内容

【2007年11月発効】

○　2007年４月に両国首脳により署名。同年11月に発効。
○　農林水産品の市場アクセスについては、タイの関心品目にも最大限対応。
○　タイ側の最大の要望であった食品衛生水準の向上や両国農協間の連携強化に対応。
○　一方、りんご、なし、ももなどの我が国からの輸出関心品目について、タイ側関税の即時撤廃を実現。

タイから日本への輸出

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、水産ＩＱ品目　等
○関税割当・削減(主な品目)：
・豚肉調製品
【割当数量】1,200ﾄﾝ
【枠内税率】16%
・鶏肉
鶏肉（骨なし）　５年間で11.9%→8.5%
鶏肉調製品　　５年間で6.0%→3.0%
・バナナ（生鮮）
【割当数量】4,000ﾄﾝ（１年目）→8,000ﾄﾝ（５年目）
【枠内税率】枠内無税
・パインアップル（重量の小さいもの）
【割当数量】100トン（１年目）→300トン（５年目）
【枠内税率】枠内無税
・糖みつ
【割当数量】4,000ﾄﾝ（３年目）→5,000ﾄﾝ（４年目）
【枠内税率】7.65円／kg
・でん粉誘導体（化工でん粉の一種、食品の増粘剤等に使用）
【割当数量】20万ﾄﾝ
【枠内税率】枠内無税
○段階的関税撤廃：
（７～10年間）　もも、りんご、マヨネーズ、ソース 等
（５年間）　　かつお・まぐろ調製品、ねぎ、くらげ（乾燥・塩蔵）　等
○即時撤廃：えび・えび調製品、アスパラガス、マンゴー　等

日本からタイへの輸出

○即時撤廃：りんご、なし、もも　等

本協定に含まれる主な分野

○物品の貿易、原産地規則、税関手続、貿易取引文書の電子化、相互承認、サービスの貿易、投資、自然人の移動、知的財産、政府調達、競争、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日ブルネイEPA　農林水産分野の内容

【2008年７月発効】

○ 2007年6月に両国首脳により署名。2008年7月に発効。
○ 市場アクセスについては、マンゴー、えび等について即時撤廃に応じるなど、ブルネイ側の関心に最大限対応。
○ 一方、我が国からの輸出関心品目である緑茶について、ブルネイ側の関税撤廃を実現。
（りんご、いちご等、他の輸出関心品目については、既に実行上無税。）

ブルネイから日本への輸出

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、
パインアップル（缶詰等を含む）、砂糖、
水産ＩＱ品目　等

○再協議：大豆油、合板　等

○段階的関税撤廃：
（15年間）　ぶどう果汁　等
（5～10年間）　ぶどう、野菜ジュース、プルーン果汁、
カレー調製品　等

○即時撤廃：マンゴー、えび、 ドリアン、アスパラガス　等

日本からブルネイへの輸出

○即時撤廃：　緑茶　等

（既に実行上無税：　りんご、いちご　等）

本協定に含まれる主な分野

○物品の貿易、原産地規則、税関手続、投資、サービスの貿易、エネルギー、ビジネス環境の整備、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

8 日インドネシアEPA 農林水産分野の内容（見直し含む）

【2026年８月改正議定書発効】

○ 2007年8月に署名、2008年7月に発効。
2015年５月に見直し交渉開始、2023年12月に大筋合意、2024年8月に改正議定書署名。2026年８月に発効。
○ 農林水産品の市場アクセスについては、インドネシアの関心品目にも最大限対応。
○ インドネシアにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、農林水産業協力を促進。
○ 我が方の輸出関心品目である錦鯉、緑茶、砂糖菓子、りんご等についてインドネシア側の関税撤廃を獲得。

インドネシアから日本への輸出

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、
砂糖、水産IQ品目 等

○再協議：合板、ふかひれ（冷蔵・冷凍） 等

○関税割当： ※見直し交渉で、以下の数量に枠を拡大。
・バナナ（生鮮）
【割当数量】1,000トン → 4,000トン（枠内税率：無税）
・パイナップル（重量の小さいもの）
【割当数量】300トン → 800トン（枠内税率：無税）
・ソルビトール
【割当数量】25,000トン → 30,000トン（枠内税率：3.4%）

○関税撤廃（即時～15年間）：
えび・えび調製品、単板等の木材製品、甘しゃ糖みつ、
冷凍えだ豆、ココア粉

※見直し交渉で、以下の品目を関税撤廃の対象に追加。
きはだまぐろ、かつお缶、まぐろ缶、かつお節（*）、
かつお・まぐろ調製品（*）、グレープフルーツ等の果実ジュース、
マヨネーズ 等
*体長30cm未満のかつおが原料として含まれないことをインドネシア政府が証明したものに限る。

日本からインドネシアへの輸出

○関税撤廃（即時～15年間）：
錦鯉、緑茶、砂糖菓子、りんご、ホタテ貝、パックご飯、
かつお、さば 等

※見直し交渉で、以下の品目を関税撤廃の対象に追加。
米粉

○関税割当： ※除外とされていた日本産短粒種米に関税割当を獲得。
日本産短粒種米
【割当数量】8,500トン（枠内税率：450ルピア（約4.3円）/kg）
（注）枠内税率は現行税率で固定することを規定。
（インドネシアの協定上の約束は初めて）

本協定に含まれる主な分野

○物品の貿易、原産地規則、税関手続、投資、サービスの貿易、自然人の移動、エネルギー及び鉱物資源、知的財産（*）、政府調達、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。
*新たに地理的表示（GI）の条項を設け、GI相互保護協定の締結に向けて努力する旨を規定。

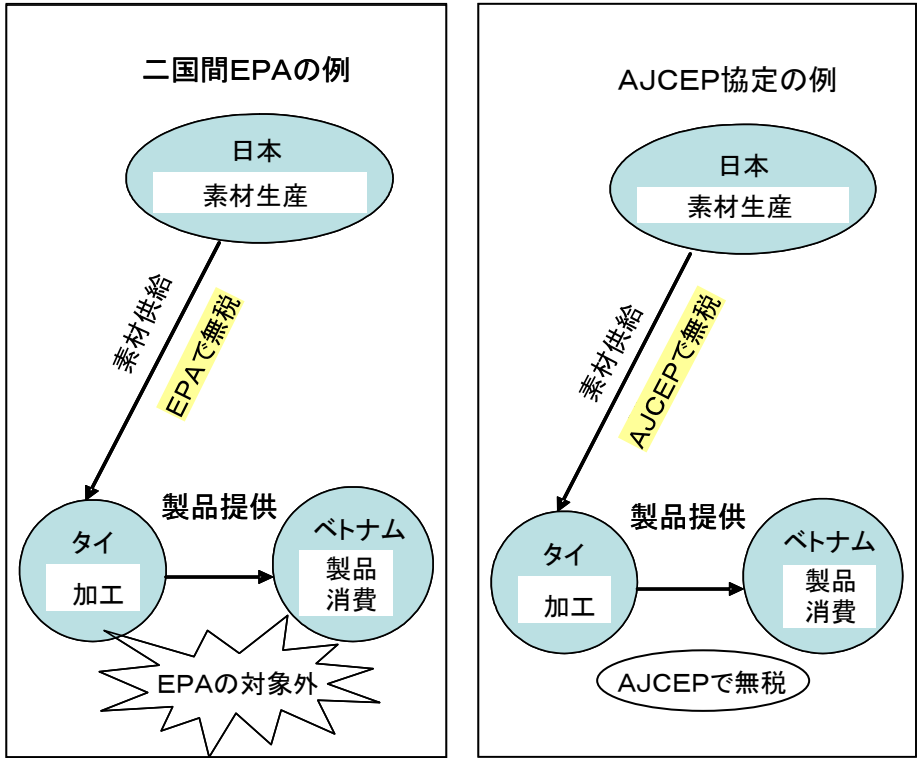
（注）下線は、農林水産分野における見直し内容。

8 日アセアン包括的経済連携（AJCEP）協定　農林水産分野の内容

【物品貿易等は2008年12月発効】

○ 物品貿易等については、2008年４月に署名。同年12月に発効。「サービスの貿易」、「投資」、「自然人の移動」について、2010年10月から交渉を開始し、2019年3月に署名。2022年２月に対象とするアセアン10ヵ国すべてが発効。
○ 本協定は、日本とアセアン10ヵ国を対象とする地域全体のEPA。
○ 本協定では、日本とアセアン各国との二国間貿易のみならず、日アセアン諸国間の三角貿易等も自由化の対象とされるため、地域全体の貿易の促進に貢献。

ＡＪＣＥＰ協定のメリット



アセアン各国から日本への輸出

○除外等、関税撤廃・削減の対象外：　米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、砂糖・加糖調製品、でん粉、パインアップル（缶詰等を含む）、合板（熱帯産木材のうち関税が10%のもの、熱帯産木材以外のもの）、かつお・まぐろ、水産ＩＱ品目　等
○関税割当・削減：　鶏肉調製品、合板（熱帯産木材のうち関税が６％及び8.5%のもの）　等
○段階的関税撤廃：（10年以内）　塩蔵なす、カレー調製品、くらげ　等
○即時撤廃：　ドリアン、えび・えび調製品　等

日本からアセアン各国への輸出

○関税撤廃：なし、もも、ぶどう、りんご、ながいも　等

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

8 日フィリピンEPA　農林水産分野の内容

【2008年12月発効】

○　2006年９月に両国首脳により署名。2008年12月に発効。
○　フィリピンにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、主に小規模農家が生産する小さいバナナやパインアップル等について市場アクセスを改善。
○　一方、ぶどう、りんご、なし等の我が国からの輸出関心品目について、フィリピン側関税の即時撤廃を実現。

フィリピンから日本への輸出

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、サゴでん粉、水産ＩＱ品目　等
○関税割当・削減(主な品目）：
・鶏肉(骨付きもも肉を除く)
【割当数量】3,000ﾄﾝ(１年目)→7,000ﾄﾝ(５年目)
【枠内税率】11.9%→8.5%
・パインアップル（重量の小さいもの：生鮮）
【割当数量】1,000ﾄﾝ(１年目)→1,800ﾄﾝ(５年目)
【枠内税率】枠内無税
・砂糖（糖みつ）
【割当数量】2,000ﾄﾝ(３年目)→3,000ﾄﾝ(４年目)
【枠内税率】現行税率の50%削減
・砂糖（マスコバド糖(小売用)）
【割当数量】300ﾄﾝ(３年目)→400ﾄﾝ(４年目)
【枠内税率】現行税率の50%削減
・バナナ（その他）
【関税削減】４～９月：10%→８%、10月～３月：20%→18%
○段階的関税撤廃：
（15年間）　オレンジ　等
（７～10年間）バナナ（小さい種類のもの）、グレープフルーツ、煎ったコーヒー、カキ（牡蠣）、ひじき　等
（３～５年間）かつお、きはだまぐろ、にんにく、もも、うに　等
○即時撤廃：アスパラガス、オクラ、マンゴー、ドリアン、七面鳥肉、あひる肉、えび　等

日本からフィリピンへの輸出

○即時撤廃：ぶどう、りんご、なし　等

本協定に含まれる主な分野

○原産地規則、税関手続、貿易取引文書の電子化、相互承認、サービス貿易、投資、自然人の移動、知的財産、政府調達、競争、ビジネス環境の整備、協力、紛争の回避及び解決等を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い税率を適用する仕組み

8 日スイスEPA　農林水産分野の内容

【2009年９月発効】

○　2009年２月に署名。同年９月に発効。
○　スイス側の輸出関心品目については、ＷＴＯ農業交渉におけるＧ10メンバーとしての関係に鑑み、我が国農林水産業等へ悪影響を及ぼさない範囲で一定の配慮を行った。
○　一方、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味噌等の我が国の輸出関心品目について、スイス側関税の即時撤廃等を実現。

スイスから日本への輸出

○除外：
米麦、米麦調製品、乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、大豆油、菜種油、砂糖、でん粉、パインアップル、水産ＩＱ品目　等

○関税割当・削減（主な品目）：
・ナチュラルチーズのうちスイス特産のもの
【割当数量】600㌧（１年目）→1,000㌧（11年目）
【枠内税率】6年間で29.8%→14.9%
・チョコレート菓子
【割当数量】1,500㌧
【枠内税率】8%

○段階的関税撤廃：
（10年間）　きゅうり（塩蔵）、乾燥いちじく、あんず調製品　等
（3年間）　煎ったコーヒー

○即時撤廃：
インスタントコーヒー、アロマオイル、食品添加物（ペクチン等）、木工品、えび　等

日本からスイスへの輸出

○即時撤廃：
盆栽、ながいも、メロン、干し柿、味噌等

本協定に含まれる主な分野

○　原産地規則、投資、サービス貿易、知的財産、自然人の移動、税関手続、電子商取引、競争、経済関係緊密化を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日ベトナムEPA　農林水産分野の内容

【2009年10月発効】

○　2008年12月に署名。2009年10月に発効。
○　農林水産品の市場アクセスについては、ベトナムの関心品目にも最大限対応。
○　ベトナムにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、農林水産業協力を促進。
○　一方、切り花、りんご、なし、みかん等の我が国からの輸出関心品目について、ベトナム側の関税撤廃を実現。

ベトナムから日本への輸出

○除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、パインアップル缶詰、砂糖、でん粉、水産ＩＱ品目　等

○関税割当・削減（主な品目）：
・天然はちみつ
【割当数量】100㌧（1年目）→ 150㌧（11年目）
【枠内税率】現行税率の50%削減
・トマトソース　5年間で17.0%→8.5%

○段階的関税撤廃：
（15年間）　煎ったコーヒー、緑茶　等
（7～10年間）　スイートコーン、カレー調製品、パーティクルボード、繊維板　等
（５年間）　ほうれん草（冷凍）、たこ（冷凍）、たちうお（冷凍）　等

○即時撤廃：えび・えび調製品、ドリアン、オクラ、丸太、製材　等

日本からベトナムへの輸出

○即時撤廃：切り花　等

○10年間で関税撤廃：りんご、なし、みかん　等

本協定に含まれる主な分野

○物品の貿易、原産地規則、税関手続、衛生植物検疫措置、強制規格、任意規格及び適合性評価手続き、サービスの貿易、自然人の移動、知的財産、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

８ 日インドEPA　農林水産分野の内容

【2011年８月発効】

○　2011年２月に署名。2011年８月に発効。
○　米麦、米麦調製品等を除外するなどし、我が国の農業・農村の振興等を損なわない内容で合意。
○　盆栽、ながいも、桃等の我が国の輸出関心品目については、インド側の関税撤廃を実現。

インドから日本への輸出

○除外：
米麦、米麦調製品、乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、砂糖、でん粉、合板、　かつお・まぐろ、水産ＩＱ品目　等

○段階的関税撤廃：
（10年間）　カレー、紅茶（3kg超・飲用）、単板、集成材、えび調製品、くらげ等
（７年間）　とうがらし(生鮮)、スイートコーン、たこ（冷凍）　等

○即時撤廃：
ドリアン、セロリ、アスパラガス、製材、えび　等

日本からインドへの輸出

○5年間で関税撤廃：
盆栽

○10年間で関税撤廃：
ながいも、桃、いちご、柿等

本協定に含まれる主な分野

○　サービス貿易、自然人の移動、知的財産、TBT（強制規格、任意規格及び適合性評価手続き）及びSPS（衛生植物検疫措置）、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

8 日ペルーEPA　農林水産分野の内容

【2012年３月発効】

○　2011年５月に署名。2012年３月に発効。
○　米麦、米麦調製品、乳製品等を除外するなど、我が国の農業・農村の振興等を損なわない内容で合意。
○　柿、なし、ながいも、緑茶等の我が国の輸出関心品目については、ペルー側から関税撤廃を実現。

ペルーから日本への輸出

○除外：　米麦、米麦調製品、乳製品、牛肉、雑豆、砂糖、でん粉、落花生、合板、するめいか、ほたてがい、さば、あじ　等

○関税割当・削減(主な品目)：
- 豚肉
 【割当数量】1,000トン（１年目）→5,000トン（５年目）
 【枠内税率】従価税部分半減（4.3%→2.2%）
- 鶏肉・鶏肉調製品
 【割当数量】3,500トン（１年目）→5,500トン（５年目）
 【枠内税率】3.6-19.1%
- とうもろこし（菓子用・飲料用）※1
 【割当数量】（菓子用）1,500トン（１年目）→6,500トン（５年目）
 （飲料用）　500トン（１年目）→4,000トン（５年目）
 【枠内税率】無税

○段階的関税撤廃：
（15年間）緑茶　等
（10年間）バナナ（生鮮）、単板、アメリカおおあかいか　等
（７年間）その他植物性油脂（インチ油※2に限る）　等
（３年間）たこ　等

○即時撤廃：アスパラガス（生鮮）、丸太、製材、えび、魚油　等

日本からペルーへの輸出

○5年間で関税撤廃：柿　等

○7年間で関税撤廃：なし、ながいも　等

○15年間で関税撤廃：緑茶　等

本協定に含まれる主な分野

○サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、政府調達、知的財産権、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

※1　ジャイアントコーン・紫コーン（ペルーの特産品）
※2　サチャインチ（ペルーの特産品）の種から得た油

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日豪EPA　農林水産分野の内容

【2015年１月発効】

○　2014年７月に両国首脳により署名。2015年１月に発効。
○　米については除外、食糧用小麦、脱脂粉乳・バター、一般粗糖・精製糖については将来の見直し、チーズ等については関税割当の設定、牛肉については冷凍・冷蔵で関税率の差を設けるとともに効果的なセーフガードを設定するなど、我が国農林水産業の存立及び健全な発展と両立し得る内容で合意。
○　我が国のＥＰＡとして初めて食料の安定供給に資する「食料供給章」を設置。

豪州から日本への輸出

○除外：米、米粉、小麦粉、たら、貝柱、ミルク・クリーム(非濃縮等)、ホエイ、鶏卵、雑豆、パイナップル 等

○再協議：小麦、めばちまぐろ、粉ミルク、バター、分蜜糖、合板 等

○関税割当（主な品目）：
- 牛くず肉　【割当数量】17,000ﾄﾝ(１年目) →21,000ﾄﾝ(11年目以降)
 【枠内税率】7.6%, 12.7%, 30%, 96.9円/kg
- 牛肉調製品　【割当数量】5,300ﾄﾝ(１年目) →8,300ﾄﾝ(11年目以降)
 【枠内税率】8%, 17%, 20%, 30%, 30.6%, 36%
- ナチュラルチーズ（枠内税率は共に無税）
 ﾌﾟﾛｾｽﾁｰｽﾞ用【割当数量】4,000ﾄﾝ(１年目)→20,000ﾄﾝ(21年目以降)
 ｼｭﾚｯﾄﾞﾁｰｽﾞ用【割当数量】1,000ﾄﾝ(１年目)→5,000ﾄﾝ(11年目以降)
- 麦芽　【割当数量】8,600ﾄﾝ(１年目)→86,000ﾄﾝ(11年目以降)
 【枠内税率】無税

○関税削減：　生体牛、牛肉、いわし、いか、マーガリン、甘しゃ糖 等

○段階的関税撤廃：
(15年間)マンダリン、加糖均質調製果実 等
(10年間)ます、みなみまぐろ、りんご、小麦グルテン 等
(７年間)ひまわり油、ココア粉、グレープフルーツジュース等
(５年間)玉ねぎ、冷凍いちご、くるみ、グレープフルーツ 等
(３年間)うに（冷凍）、いちご、焙煎コーヒー 等

○即時撤廃：生鮮野菜(一部品目を除く)、きはだまぐろ、えび、木材 等

日本から豪州への輸出

○全ての品目につき即時撤廃

本協定に含まれる主な分野

○サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、食料供給、エネルギー及び鉱物資源、政府調達、知的財産、投資、経済関係の緊密化等を含む包括的な協定。

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日蒙EPA　農林水産分野の内容

【2016年(H28) 6 月発効】

○　2015年２月に両国首脳により署名。2016年６月に発効。
○　モンゴルにとって初の経済連携協定。

モンゴルから日本への輸出

○除外:　米麦、砂糖、豚肉、牛肉(一部を除く)、
でん粉(ばれいしょでん粉除く)、乳製品(一部を除く)、水産ＩＱ品目　等

○再協議: フレッシュチーズ、プロセスチーズ、ばれいしょでん粉　等

○関税割当・削減(主な品目):
・牛肉調製品(一部を除く)
【割当数量】60トン(１年目)→200トン(６年目)
【枠内税率】枠外税率の２割削減
・その他のチーズ(熟成チーズ)、カードドリンク(乳飲料の一種)
【割当数量】1トン
【枠内税率】無税

○即時撤廃:果実関連品目の一部　等

日本からモンゴルへの輸出

○即時撤廃:切り花、りんご、なし、もも、みかん　等
○5年間で関税撤廃: いちご(冷凍を除く)、食酢、味噌　等
○10年間で関税撤廃: 醤油　等

本協定に含まれる主な分野

○物品一般ルール、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、強制規格、任意規格及び適合性評価手続、サービス貿易、自然人の移動、電子商取引、投資、競争、知的財産、ビジネス環境整備、協力等のルールを盛り込んだ包括的な協定。

*水産IQ:水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

*関税割当: 一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日英EPA　農林水産分野の内容

【2021年１月発効】

○　2020年10月に署名。2021年１月に発効。
○　ＥＵ離脱後の英国との、日ＥＵ・ＥＰＡに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定。
○　本協定により、日ＥＵ・ＥＰＡにおける英国市場へのアクセスを維持。日本市場へのアクセスについて、基本的に日ＥＵ・ＥＰＡの内容を維持。

英国から日本への輸出

日ＥＵ・ＥＰＡの範囲内で合意。具体的には、

（1）日EU･EPAで関税割当枠が設定されている25品目について、新たな英国枠は設けない。

（2）日EU･EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU･EPAの下でと同じ内容のセーフガードを措置。

（3）その他の農林水産品についても、日EU･EPAと同じ内容を維持。

○米：関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。

○麦：現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（小麦：55円/kg、大麦：39円/kg）を維持。※

○粗糖・精製糖等：現行の糖価調整制度を維持。※

○豚肉：差額関税制度を維持（分岐点価格（524円/kg）を維持）。長期の関税削減期間（7年）と日EU･EPAの下でと同内容のセーフガードを措置。

○牛肉：関税削減で14年目に9%とし、日EU･EPAの下でと同内容のセーフガードを措置。

○脱脂粉乳・バター等：国家貿易を維持。

○チーズ：主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)等については、長期の撤廃期間を確保（14年目に撤廃）。※

日本から英国への輸出

牛肉、茶、水産物などの輸出関心品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）。
ほたて貝（段階的に7年目に撤廃）、アイスクリーム（段階的に5年目までに70%削減）、ココア粉（段階的に7年目までに25%削減）等を除く。

本協定に含まれる主な分野

○物品貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、投資・サービスの貿易・電子商取引、競争政策、補助金、国有企業、知的財産、貿易及び持続可能な開発、規制協力、農業協力、ジェンダー（貿易及び女性の経済的エンパワーメント）を含む包括的な協定

※ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU･EPAで設定された関税割当ての利用残が生じた場合に限り、当該利用残の範囲内で、事後的に日EU･EPAの関税割当てと 同じ税率を適用する仕組みを設ける。

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み